

岡山県福祉サービス第三者評価機関認証要件

1 組織体制・規程等に関する要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 福祉サービスを提供していないこと。
- (3) 評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。
 - ア 次の a 又は b に該当する評価調査者をそれぞれ 1 名以上配置すること。
 - a 組織運営管理業務を 3 年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を 3 年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - イ 評価調査者は、県が行う評価調査者養成研修又はこれと同等の研修を終了しているものであること。
 - ウ 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。
 - エ 一件の第三者評価に 2 人以上（ア a 又は b の双方を含む。）の評価調査者が一貫してあたること。
- (4) 事業内容に関する透明性を確保するために次の規程等を整備し、公開していること。
 - ア 所属する評価調査者一覧（評価調査者養成研修の修了に関すること、上記（3）ア a 又は b に関する資格又は主な経歴を記載したもの。）
 - イ 事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別を含む。）
 - ウ 第三者評価の手法
 - エ 守秘義務に関する規程
 - オ 倫理規程
 - カ 料金表
 - キ 評価事業の実績
- (5) 第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。

2 評価の手法等に関する要件

- (1) 県が示す第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱いを満たすこと。
- (2) 評価調査者は、自ら関係する事業所の第三者評価を行うことはできないものとする。
- (3) 評価結果の取りまとめは、評価調査者の合議とする。ただし、必要に応じ委員会などの機関を設置することを妨げない。
- (4) 福祉サービスを提供又は経営する者が、当該評価機関を構成する者のうち、半数を超えている場合には、当該評価機関は、第三者からなる委員会を設置し、評価結果を決定するに当たっては、評価結果について、あらかじめ同委員会の承認を得ること。